

第5次東員町総合計画

基本計画

三重県 東員町

目次

第3部 基本計画

成果指標について	67
基本施策1 安全・安心なまち	68
1. 安全・安心のまちをつくる	68
1-1. 消防・防災対策の充実.....	68
1-2. 交通安全・防犯対策の充実.....	70
1-3. 消費者保護対策の充実.....	72
2. 住みやすいまちをつくる	74
2-1. 市街地・居住環境の整備.....	74
2-2. 道路・公共交通網の整備.....	76
基本施策2 人にやさしいまち	78
1. 健康に暮らすまちをつくる	78
1-1. 自らの健康づくりの推進.....	78
1-2. 地域医療体制の充実.....	80
2. 支えあいを実感できるまちをつくる	82
2-1. 地域福祉の推進.....	82
2-2. バリアフリー社会の実現.....	84
2-3. 高齢者福祉の推進.....	86
2-4. 障がい者福祉の推進.....	88
2-5. 社会保障の充実.....	90
3. 安心して子育てのできるまちをつくる	92
3-1. 子育て支援の充実.....	92
基本施策3 心豊かなまち	94
1. 生涯学びのあるまちをつくる	94
1-1. 幼児教育・学校教育の充実.....	94

1 - 2 . 教育環境の整備.....	9 6
1 - 3 . 生涯学習の推進.....	9 8
1 - 4 . スポーツの振興.....	1 0 0
1 - 5 . 青少年の健全育成.....	1 0 2
2 . 文化の薫るまちをつくる	1 0 4
2 - 1 . 多様な文化・芸術活動の支援.....	1 0 4
基本施策 4 快適なまち	1 0 6
1 . 環境と共生するまちをつくる	1 0 6
1 - 1 . 循環型社会の形成.....	1 0 6
1 - 2 . 自然環境の保全.....	1 0 8
1 - 3 . 景観の形成	1 1 0
2 . 良好な生活環境のまちをつくる	1 1 2
2 - 1 . 環境衛生対策の推進.....	1 1 2
2 - 2 . 上下水道の整備.....	1 1 4
2 - 3 . 公園・緑地・水辺の整備.....	1 1 6
基本施策 5 賑わうまち	1 1 8
1 . 働きがいのあるまちをつくる	1 1 8
1 - 1 . 農業の振興	1 1 8
1 - 2 . 工業・地場産業の振興.....	1 2 0
1 - 3 . 商業・サービス業の振興.....	1 2 2
1 - 4 . 勤労者福祉と雇用の充実.....	1 2 4
2 . 人が集うまちをつくる	1 2 6
2 - 1 . 観光戦略の展開.....	1 2 6
基本施策 6 語らいのあるまち	1 2 8
1 . 町民参画のまちをつくる	1 2 8
1 - 1 . 協働によるまちづくりの推進.....	1 2 8
1 - 2 . コミュニティ活動の推進.....	1 3 0
2 . 人と人が交流するまちをつくる	1 3 2
2 - 1 . 情報化の推進	1 3 2
2 - 2 . 交流活動の推進.....	1 3 4
3 . 人権を尊重するまちをつくる	1 3 6
3 - 1 . 人権尊重社会の形成.....	1 3 6

3 - 2 . 男女共同参画社会の実現.....	1 3 8
4 . 行財政運営の充実したまちをつくる	1 4 0
4 - 1 . 町民サービスの向上.....	1 4 0
4 - 2 . 効率的行財政の運営.....	1 4 2
みんなで取り組む協働の手がかり	1 4 4
基本施策 1 安全・安心なまち.....	1 4 4
基本施策 2 人にやさしいまち.....	1 4 5
基本施策 3 心豊かなまち.....	1 4 6
基本施策 4 快適なまち.....	1 4 7
基本施策 5 賑わうまち.....	1 4 8
基本施策 6 語らいのあるまち.....	1 4 9

第3部 基本計画

成果指標について

施策の成果指標（目標値）について

本町には、今後進めていかなければならない課題が各分野にあります。しかし、これら課題に対応するための財源や人、施設等の行政資源は限られています。そこで、これらの行政資源を有効に活用するとともに、町民にわかりやすい行政運営を行うための方策として「行政評価」の考え方を導入します。この考え方は、町民と行政が協働により実現していく施策の目標値を明確にしてどのくらいの成果が得られたか、どれだけ達成されたかを行政内部及び住民参画による評価と検証を行い、その結果により施策の改善に取り組み、一層効率的・効果的な行政の運営を行っていきます。

「みんなで目指す目標値」の見方

成果指標の名称 - 施策が目指す本町の姿の達成度を計る指標（「みんなで目指す目標値」）です。

現状値 - 成果指標の現状の数値です。原則として平成 21 年度の数値です。

目標値 - 中間年度と目標年度の目指すべき数値です。業務のデータや「まちづくりアンケート（満足度評価）」等から取得します。

指標の種類により、次の 3 つのパターンがあります。

具体的な数値で示すパターン

方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加を目指す

「」…数値の継続を目指す

「」…数値の減少を目指す

推移を見ていく或いは将来数値化するパターン

（「 - 」で表す）

現状のままでは簡単に実現できる数値ばかりではありませんので、町民と行政が協働して目標を達成するための努力を重ねることが求められます。

基本施策1 安全・安心なまち

1. 安全・安心のまちをつくる

1-1. 消防・防災対策の充実

施策の目的

自然災害からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

現状と課題

本町は、災害の少ないまちですが、地震や風水害による災害への備えとして、防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災訓練等の実施、防災知識普及のための各種講習会等の実施、各種防災資機材・災害用保存食等の備蓄、避難施設・避難路等の整備などに取り組んできたほか、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に強いまちづくりを進めてきました。

また、常備消防として、桑名市消防署東員分署が設置されているほか、非常備消防として、消防団が組織されており、連携しながら防火・防災に努めています。自主防災組織の組織率は82.6%であり、防災訓練や消火栓ボックスの点検も実施され、地域における防災意識の向上も図られています。今後も、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時要援護者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

また、世界各地でテロ等が多発する中、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つであり、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町及び防災関係機関、町民が一体となった体制の確立を図る必要があります。しかし、高齢化の進行等を背景に、救急へのニーズが増加傾向にあるほか、消防団においても、団員の確保や高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

主要な施策

(1) 総合的な防災体制の確立

避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。

また、災害ボランティアセンターについては、社会福祉協議会と連携を密にし、受け入れ体制の整備を図ります。

さらに、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

町広報、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災セミナー、防災研修会などの実施、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、木造住宅の耐震化の啓発推進など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

(3) 災害時要援護者対策の充実

関係機関と連携して、災害時要援護者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車両等・資機材の充実強化を図ります。

また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進し、さらなる充実強化を図ります。

(5) 消防団の活性化

消防団の重要性を町民に啓発し、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

また、団員の補充については、自治会との連携、さらに消防団協力事業所制度の導入を検討し、事業所の協力も得ながら、団員確保に努めます。

(6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

町民を対象とした総合防災訓練や各種訓練等を開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
自主防災組織の組織率	%	82.6	100.0	⇒	自主防災組織の整備率 (組織自治会/全自治会)
火災発生件数	件	11	⇩	⇩	年間の火災発生件数
家庭での防災対策を行っている世帯割合	%	—	⇩	⇩	アンケートによる割合の把握
避難所を知っている町民割合	%	79.3	90.0	⇩	アンケートで避難路・避難場所を知っていると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 2 . 交通安全・防犯対策の充実

施策の目的

交通安全への意識の高揚に努め、生活様式の多様化による犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、町民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

現状と課題

全国的には交通事故は減少傾向にありますが、運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数増加等により、子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。

また、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、だれもが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、子どもが被害者になる凶悪犯罪や振り込め詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。

交通事故の発生を防止するため、関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。防犯については、防犯のぼり旗や看板等を設置して防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めてきました。平成19年からの本町における刑法犯総数(員弁地区生活安全協会資料より)は微数ではあるものの減少しており、青色防犯灯の設置事業や、防犯のぼり旗等の啓発事業、登下校の安全ボランティアや防犯パトロールなどの各種団体の取り組みの成果が、犯罪の抑制・減少にあらわれてきています。

町民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域での交通安全教育の実践をはじめ子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。さらに、社会環境の変化や核家族化等による地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設をはじめ、信号機及び横断歩道の設置要請、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

(3) 防犯意識の高揚

いなべ警察署や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(4) 防犯環境の充実

各自治会や事業所及び小・中学校PTA、「こどもをまもるいえ」、「学校安全ボランティア」などの自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動体制の強化を図ります。

また、自治会との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
交通事故発生件数	件	539	◇	◇	年間の交通事故の発生件数
刑法犯認知件数	件	187	◇	◇	刑法犯の年間認知件数
町の交通安全対策についての満足度	%	24.5	37.5	50.0	アンケートで町の交通安全対策について満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 3 . 消費者保護対策の充実

施策の目的

消費者保護に関する啓発などを推進するとともに、消費関係団体・グループの活動支援を進め、自立する消費者の育成に努めます。

また、消費生活相談などを実施します。

現状と課題

近年、高齢者を狙った家屋の点検・リフォーム商法や不当・架空請求、インターネットによる詐欺、消費者金融等、消費者トラブルは急増し、その内容も多様化・複雑化するなど社会環境は大きく変化しています。

本町では、県消費生活センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供や高齢者のための講座等の開催、相談への対応などを行い、消費者対策を推進しています。

消費者が、安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、安全が確保されること、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指して消費者保護対策を推進することが求められます。

主要な施策

(1) 消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

とりわけ、最近被害の多い不当・架空請求や振り込め詐欺、家屋の点検・リフォーム商法等の情報を広報紙などを活用して提供します。

(2) 消費生活相談の実施

消費者相談窓口を広報誌やホームページなどに定期的に明記し、町民に広く相談窓口を周知することで相談しやすい体制をつくります。

また、消費生活相談員を配置して、身近なところで安心して相談できる体制づくりを進めます。

(3) 高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや社会福祉協議会など関係機関と連携して、被害にあった場合の対応をはじめ、さまざまな情報提供により高齢者をサポートします。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
消費者相談件数	件	6	10	10	年間の消費者相談の件数
高齢者向け消費生活講座	人	48	60	75	

2．住みやすいまちをつくる

2 - 1．市街地・居住環境の整備

施策の目的

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備と市街地整備に努めます。

現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちの賑わい、発展を支える重要な基盤です。

また、住宅は、町民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから快適な住環境の整備が求められます。住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町では、住宅団地内の未利用地もあり、この有効活用とともに定住を促進するための施策が求められています。

公営住宅については経年化が進み、これらへの対応が課題となっています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせるよう、保健、福祉関係部署との連携をとりながらの住宅環境整備が欠かせません。

さらに、若年層の定住促進に向けた取り組みも求められています。

主要な施策

(1) 居住環境の総合的整備

すべての町民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を推進します。

(2) 良好な住宅地の形成

定住の促進と安全・安心・快適な住環境の確保に向け、必要に応じた良好な環境の住宅地形成を誘導します。

また、民間住宅等の耐震診断及び耐震改修を支援します。

(3) 安全・安心して暮らせる宅地の供給

居住者の利便性、地域間や世代間のバランス等を考慮しながら、快適で安全・安心して暮らせる宅地を供給するための住宅市場を育成できるよう住宅

関係業者との連携に努めます。

(4) 公営住宅の計画的な改修

各種指針に基づき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、公営住宅の改修等に努めます。

(5) 国土調査の推進

国土調査を計画的に推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
住宅着工件数	件	102	105	105	年間の住宅着工件数
町営住宅入居率	%	100	100	100	町営住宅の入居率
地籍調査の進捗率	%	26.1	42.9	55.6	対象面積に対する進捗割合

2 - 2 . 道路・公共交通網の整備

施策の目的

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関の充実に努めます。

現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。今後、ますます高齢化が進む中で、公共交通は高齢者等の交通弱者にはなくてはならない移動手段となるとともに、地球温暖化対策としても公共交通の利用促進は有効な手段です。本町には、国道421号・365号のほか、県道、町道により道路網が形成されています。また、東海環状自動車道（仮称）東員インターチェンジの整備が事業中です。

公共交通は、三岐鉄道北勢線、三岐鉄道三岐線の2つの鉄道路線と、三重交通、八風バス、オレンジバス（町コミュニティバス）の3つのバス路線によって構成されています。三岐鉄道北勢線については、東員駅、穴太駅の2駅があり、三岐鉄道三岐線については、四日市市との境にある北勢中央公園口駅があります。本町の従来の公共交通網は、民間鉄道事業者及びバス事業者による東西を中心としたアクセス網でしたが、オレンジバスの運行により南北のアクセス網が整備できました。

今後も、関係機関と連携しながら、東海環状自動車道をはじめ国道・県道の整備を促進するとともに、町道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、町道の状況（舗装道路・橋梁等）を把握した上で整備を進める必要があります。

オレンジバスは、長深地内で建設が進む（仮称）東員スーパーセンターの開店に合わせ路線の見直しが必要となります。

主要な施策

（1）国道・県道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、東海環状自動車道の整備促進をはじめ、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

（2）町道の整備

国道・県道との連携を図り、総合的な道路整備方針により、道路体系の見直しを行うなど、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

また、地域・町民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

(4) 公共交通機関の充実

町民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、鉄道、路線バス、オレンジバスの維持・確保、利用者のさらなる利便性向上に努めるとともに、人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
町道改良率	%	59.2	60.4	61.4	町道の改良率
歩道整備率	%	9.0	10.2	11.2	町内道路の歩道の整備率
町の道路の整備状況についての満足度	%	49.3	62.5	75.0	アンケートで町の道路の整備状況について満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
公共交通機関(三岐鉄道、路線バス、コミュニティバス)の便利さについての満足度	%	33.5	40	50	アンケートで町の公共交通機関について満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

基本施策2 人にやさしいまち

1. 健康に暮らすまちをつくる

1-1. 自らの健康づくりの推進

施策の目的

すべての町民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、町民が主体となる健康づくりを推進します。

現状と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

本町ではこれまで、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念されている中、生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）に向け、健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取り組みや生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業を展開してきました。

今後は、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

主要な施策

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や健康教育・健康講座の開催等により、町民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、町民の主体的な健康づくりを促進します。

(2) 各種健診の充実

関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、各種検診について、質の高い検診の提供と誰もが受診しやすい環境の整備を図り、受診率の向上を目指します。また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実に努めます。

(3) 母子保健の充実

妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り

組みます。

(4) 精神保健の推進

精神保健に関する正しい知識の普及や社会復帰のための支援に努めます。また広報紙やこころの相談窓口の活用により「こころの病気」の知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めます。

(5) 歯科保健の推進

歯科保健に関する町民の意識の高揚を図り、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。

(6) 感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実に努めるとともに、疾病予防に効率的なワクチン接種を図ります。

(7) 食育の推進

関連部門が一体となって、食育推進の4本柱(食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全)に沿った各種施策を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
母子教室への参加者数	人	286	340	350	母子保健事業への年間参加者数
特定保健指導受診率	%	20.0	55	65	特定健康診査の受診率
こころの健康相談参加者数	人	16	34	44	年間のこころの健康相談参加数
虫歯数(3歳児1人あたり)	本	0.887	0.650	0.550	幼児健診の歯科検診で虫歯の保有数
日頃、健康増進のための取り組み(運動や食生活の改善など)をしている人の率	%	54.8	65	70	アンケートで日頃、健康増進のための取り組み(運動や食生活の改善など)をしていると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 2 . 地域医療体制の充実

施策の目的

医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

現状と課題

近年の少子高齢化に伴う人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため「医療制度改革大綱」に沿って、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、診療等の見直しを主眼とした抜本的改革が進められています。

本町においては、近隣市町との広域的連携のもと高度化・多様化する町民の医療ニーズに対応しています。今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。また、定住促進のためにも医療機関の充実が求められています。

このため、町民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供するため、広域的に関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

主要な施策

(1) 地域医療体制の充実

近隣市町との機能分担と広域的連携のもと、医療体制の整備・充実を進めます。また、小児科等専門医を誘致し、1次医療体制の充実を図ります。

(2) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
町の医療体制について満足している人の率	%	29.9	44	50	アンケートで町の医療体制について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
かかりつけ医を持っている町民割合	%	—	↗	↗	かかりつけ医を持っている町民の割合(将来の把握)

2．支えあいを実感できるまちをつくる

2 - 1．地域福祉の推進

施策の目的

すべての町民が住み慣れた地域の中で安心して暮せる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

現状と課題

地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。このため、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、町民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本町では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な町民参画型の活動を展開しています。

民生委員・児童委員の活動として見守りネットワークが構築され、高齢者の要援護者の把握など、地域ごとに活動の広がりがみられます。

ボランティアの育成支援により、登録団体が増加傾向にあるほか、声の広報、配食サービスなどが展開されています。

しかし、今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

また、高齢者、障がい者、児童及びその家族が気軽に相談できる体制を整備することが求められ、保健・医療・福祉が連携して途切れのない支援を行うため、専門職員を配置する必要があります。さらに、この機能を備えた保健福祉の中核を担う複合的施設の整備が必要です。

主要な施策

(1) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。また、地域福祉の拠点となる福祉センター構想の検討を進めます。

(3) 人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がい者等、誰もが利用しやすい施設整備、道路整備及び移動手段(福祉有送等)の確保を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(4) 地域社会福祉の総合的推進

乳児から高齢者まで連携して支援に携わるマンパワー(人間の労働力。人)の確保を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
ボランティア登録者数	人	1,088	1,300	1,500	ボランティアセンターへの登録者数
ボランティア登録団体数	団体	42	60	65	ボランティアセンターへの登録団体数
認証NPO法人数	団体	3	4	5	福祉関係認証NPOの法人数
社会福祉協議会会員数	人	5,693	5,800	5,800	社会福祉協議会の会員数

2 - 2 . バリアフリー社会の実現

施策の目的

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサルデザイン(誰もが使いやすいデザイン)の視点に立って、バリアフリー(無障壁)の実現や生活環境の整備を進めます。

また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、高齢者や障がい者、子どもなどの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

現状と課題

自己決定の理念のもとに、町民の理解と地域での支え合いの促進、高齢者・障がい者の自立と社会参加への支援、保健・福祉サービスの充実など、すべての人が地域で自立した生活ができるようバリアフリー社会の実現が求められています。

本町の道路や駅、公共施設などにおいては、段差の解消や歩道の整備・改良などをこれまでも進め、平成20年度に総合文化センターを、平成21年度には小中学校を改修し、バリアフリーに努めてきましたが、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できる環境の整備がさらに必要になっています。

また、人権教育推進事業として障がい者当事者などの講演会を開催し、認知症サポート研修会を開催するなど、心のバリアフリー化の普及に努めました。

公共施設以外の商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、誰もが使いやすい施設の整備が求められます。こうした整備によって、高齢者や障がい者、子どもなどの社会活動の拡大を図るための環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点の確保が必要になっています。

そのため、人権を尊重し、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

主要な施策

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサルデザインの視点に立って、道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、民間事業者との連携を図り、町民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

(2) 心のバリアフリーの推進

個性や人権を尊重し、差別や偏見なく、人々がお互いを認め合える「心のバリアフリー」を推進し、多世代間の交流やボランティア活動への参加が容易な社会づくりに努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
歩道整備率	%	9	10.2	11.2	町道の歩道整備率 (再掲)
町のバリアフリー化への取り組み (公共施設などの段差解消、障がい者にも使いやすい施設の整備など)について満足している率	%	28.5	↗	↗	アンケートで町のバリアフリー化への取り組み(公共施設などの段差解消、障がい者にも使いやすい施設の整備など)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
町の人権教育・啓発に関する取り組みについての満足度	%	12.6	30	50	アンケートで、町の人権教育・啓発に関する取り組みについて満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

2 - 3 . 高齢者福祉の推進

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができ、誇りをもって自分らしく生きることができるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実を努め、ともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

現状と課題

本町の高齢化は、なだらかな増加から急激な増加の時期へと移行すると予測されており、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者や「老老介護」、「認認介護」の増加、家族介護力の低下などが進んでおり、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実を引き続き町全体の大きな課題となっています。これまで、地域包括支援センターを中心に、介護予防、健康づくりに積極的に取り組み、介護保険の認定率は低く推移しています。

また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に認知症に対する取り組みを重点施策と位置づけ、積極的に普及啓発に努めています。今後は、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進とともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な福祉サービスの提供を行う必要があります。

さらに、地域包括支援センターを核として、介護予防を重視した施策を展開していくとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、地域コミュニティの支援、健康づくりの推進などに引き続き取り組むことが大切です。

主要な施策

(1) 高齢者支援推進体制の整備

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上など、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスの拠点の整備検討及び地域拠点の確保、さらには推進体制の強化を図ります。

(2) 地域支援事業の推進

一般高齢者及び特定高齢者（要支援・要介護になるおそれのある高齢者）に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(3) 予防給付・介護給付の実施

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施します。

また、要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。

(4) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

(5) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進するとともに、町民の主体的な地域支えあい活動を育成・支援します。

(6) 高齢者が住みよい安心なまちづくりの推進

超高齢社会による、老老介護や認認介護の世帯でも安心して生活を送れるよう、関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動などの地域コミュニティを推進し、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよい安心なまちづくりを総合的に推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
シルバー人材センター会員数	人	273	300	—	シルバー人材センターの登録者数
介護予防(一般高齢者施策)事業の参加者数	人	1,284	1,600	1,900	介護予防(一般高齢者施策)事業の参加者数
65歳以上要介護認定率	%	12.8	14.9	⇨	65歳以上の要介護の認定率
老人クラブ加入率	%	48.3	50.0	—	老人クラブの加入率
健康維持への取り組みをしている高齢者割合	%	65.1	70.0	75.0	アンケートで日頃、健康増進のための取り組み(運動や食生活の改善など)をしていると答える60歳以上の割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果の60代・70代の平均値)

2 - 4 . 障がい者福祉の推進

施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活が出来るよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

現状と課題

本町では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、支援費制度等による福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりをめざして多様な施策を推進しています。この中では、自立支援給付のほか、各種地域生活支援事業を実施しています。

また、肢体に障がいをもつ児童を対象に地域療育相談事業を三重県立草の実りハビリテーションセンターに委託し、実施しているほか、平成22年度には視覚障がい児者の自立を目指した生活訓練事業を開始することとしています。

平成20年度には、町内の事業所がグループホームを建設することに対し助成を行い、支援しました。福祉医療費（障がい者）助成として、県基準に加え身体障害者手帳4級以上を対象とするなど支援に努めています。

障がい者数は高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、障害者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正を踏まえて障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

しかし、現在新たな制度確立に向けて検討が進められていることから、今後の動向を見極めながら対応する必要があります。

また、乳幼児から高齢者までのライフステージごとの支援には、保健・医療・福祉の連携が不可欠で、その体制の確立と、専門職員の配置が求められます。さらに、これらの機能を十分発揮できるよう、中核となる新たな施設を整備する必要があります。

主要な施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系に基づく障がい福祉サービスの提供を図ります。

また、乳児から高齢者までのライフステージごとの途切れない支援を行うため、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、いなべ市と旧員弁郡定住自立圏形成協定に基づく広域的連携のもと充実を進めます。

さらにこれらの機能を十分発揮できるよう、中核となる施設整備を検討します。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念（障害者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態であるという考え方）に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

(3) 保育・教育の充実

障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
障がい福祉サービスに対する満足度	%	—	↗	↗	障がい者計画策定時に、障がいのある方を対象にアンケート調査を実施し、サービスに満足しているとした人の割合を求める

2 - 5 . 社会保障の充実

施策の目的

すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

現状と課題

国民健康保険事業は、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。このような中、国の医療制度改革が行われ、増大する医療費の抑制に向け、平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられました。また、安定的な財政運営を図るため、国民健康保険制度の広域化が推進されています。

本町では、特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査、特定保健指導の充実に努めています。今後は、こうした状況を踏まえ、医療費の適正化や収納率の向上など事業の健全運営に向けた取り組みを進めるほか、高齢者医療制度の見直しへの適切な対応に努める必要があります。

また、国民健康保険制度の広域化に向け、三重県と調整する必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する町民の理解をさらに深めていく必要があります。

主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や退職被保険者資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険料の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険料の収納率の向上に努めます。

加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策の強化を図り、医療費の抑制に努めます。

また、逼迫した国民健康保険財政の安定化を図るため、三重県が策定する広域化支援方針を基に広域化の推進に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、町民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への町民の理解と関心を高めていきます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
国民健康保険料 収納率	%	96	97	98	国民健康保険料の収納率

3．安心して子育てのできるまちをつくる

3 - 1．子育て支援の充実

施策の目的

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

現状と課題

本町においては、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。これまで、保育所の体制整備とサービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの拡充など育児相談や情報提供に努めています。さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童・生徒の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。また、医療費助成の拡大により中学3年生修了まで医療費の無料化を図り、放課後児童対策では全校区に学童保育所を整備してきました。

こうした中で、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など、従来の取り組みに加えさらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

次世代育成支援対策地域行動計画に基づき各種の施策を展開し、幼稚園での預かり保育など地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実、子どもを安心して産み育てられるよう保育所の待機児童を発生させない体制や施設等保育環境の向上に努めます。

(3) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

(4) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制としての子育て支援センターの機能充実や共働き家庭を支えるため、留守家庭の児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る学童保育所の支援に努めます。

また、地域での「子育てサロン」の開設や乳幼児・児童・生徒の医療費助成の充実に努めます。

(5) 親育ちの支援

親が子育てを自立して行うことができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
子育て支援センター数	箇所	1	2	2	子育て支援センターの設置数

基本施策3 心豊かなまち

1. 生涯学びのあるまちをつくる

1-1. 幼児教育・学校教育の充実

施策の目的

幼保一体化施設における教育の取り組みを通して、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう教職員研修の充実・推進及び講師の配置等に努めるとともに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援します。

現状と課題

本町ではこれまで、幼・保・小・中が連携して教育を進めてきており、基本的な生活習慣の確立、学力向上の推進、心の教育の推進、特別支援教育の推進、情報モラル教育の推進、キャリア教育の推進など、社会変化に対応した教育内容の充実に努めるとともに、子どもの安全対策、教育環境の整備等を積極的に進め、特に基本的な生活習慣の確立については、成果が上がっています。また、基本的な生活習慣が定着するにつれて、子どもたちの学習意欲も向上し、仲間とともに協力して学び合う姿勢が身に付いてきました。生活や授業で、仲間と支え合い関わり合いながら活動することで心の面も耕されてきています。その結果、暴力行為やいじめ等の問題行動もほとんどなく、各学校がたいへん落ち着いた状態です。しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていくため、「生きる力」の育成を重視した教育内容の一層の充実が課題となっています。

このため、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、「生きる力」を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、環境教育の推進、食育の推進、保護者の教育力の復活や掘り起こしの取り組みなど、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 幼児教育内容の充実

小学校生活の基礎を築き、小学校への円滑な移行・接続ができるように、基本的な生活習慣の確立や集団づくりなど、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

(2) 学校教育内容の充実

基礎的・基本的な知識や技能を身につけ、それらを活用する力を育成し、個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めます。

外国語指導助手による外国語教育の充実、環境教育の推進、情報モラル教育の推進など、国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容

の充実を図ります。

また、児童・生徒の健康管理体制や児童生徒に対する相談体制の充実など、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めるとともに、幼・保・小・中の連携をさらに進めます。

(3) 学校教育環境の条件整備

少人数指導を可能にする講師の配置の拡大など、児童生徒一人ひとりに行き届いた指導が可能になるように教職員等の増員と育成に努めます。

また、快適で安全・安心な教育環境の整備を進めます。

(4) 特別支援教育の推進

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や学習支援員の増員、巡回相談員による相談機会の拡大等のほか、個別の教育支援計画や個別の指導計画の充実など、特別支援教育の更なる充実に努めるとともに、幼・保・小・中が連携して途切れのない支援を進めます。

(5) 心の問題への対応

いじめや不登校など、心の問題への対策事業の実施に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(6) 教職員研修の充実・推進

教職員の資質向上のため、教職員自らが修養と研鑽に励む主体的研修に取り組むことができる体制づくりに努めます。

(7) 保護者や地域への働きかけ

教育の根幹とも言える家庭の教育力向上をめざし、子育てについて具体的に示唆していく機会を持つとともに、地域へも発信し、地域で育てていこうとする雰囲気づくりに努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
不登校の児童数 (小学校)	人	2	◇	0	不登校の児童数
不登校の生徒数 (中学校)	人	12	◇	0	不登校の生徒数
学力の定着度が 低い児童の割合 (小学校)	%	12	◇	0	学力の定着度が低い 児童の割合
学力の定着度が 低い生徒の割合 (中学校)	%	13	◇	0	学力の定着度が低い 生徒の割合

1 - 2 . 教育環境の整備

施策の目的

学校教育施設・設備の整備・充実を図るとともに、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化し、安全で安心な学校づくりを推進します。

また、地域と協働した学校環境を整備します。

さらに、最新の情報機器を使って学習できる体制整備と、学校間での情報共有や情報交換が安心してできるようネットワーク化を図ります。

現状と課題

全国的に学校内で不審者の侵入による児童・生徒への被害或いは、登下校中の児童・生徒への暴行などの事件報道がある中、防犯体制の強化と、開かれた学校づくりをどのように進めていくか、また「スクールニューディール構想」(耐震化、エコ化、ICT化)の推進が課題となっています。

本町では、侵入者や来訪者に対して各施設においてインターホンや門扉を閉めるなどいち早くから対策を講じています。また、登下校については、ボランティア等の協力がある一方、児童生徒への集団下校の指導を行っています。施設については、老朽化が進むことや「スクールニューディール構想」の推進に向けた改修等が必要とされます。施設については、耐震化工事をはじめ優先順位を設けたバリアフリー化工事など計画的に修繕を行っています。さらに、強度調査等も予算化し施設の安全性に努めています。

防犯対策等では、GISを活用し事件事故等の箇所及び状況の把握などを行い、どのように周知していくかが課題です。また、施設等では計画的及び円滑な修繕等を目的とした施設情報デジタル化整備(図面管理の一元化)を行う必要があります。

今後は、障がい児(者)用トイレやスロープなどバリアフリー化された学校づくりが求められており、けがや障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、また、地域住民が活用する場としても、学校のバリアフリー化を推進するとともに、強度調査の結果によりエコ化の検討もしていく必要があります。

主要な施策

(1) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、事件事故防止等の啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携・協働による見守り活動の推進を図ります。

(2) 学校教育施設・設備の整備・充実

学校施設情報デジタル化整備を行い、学校教育施設・設備の整備・充実を

図るほか、施設の改修などに合わせてバリアフリー化を進めます。

また、太陽光発電などの自然エネルギーの有効活用に努めます。

(3) 教育機器の整備

学習用パソコン・校務用パソコンについては、計画的に更新していくとともに、校内LANについても計画的に整備していきます。

また、校務用パソコンについては、ネット犯罪から情報を守るための情報管理、セキュリティの徹底、ネットワーク化を推進していきます。

(4) 学校給食の充実

学校給食は教育の一環であり、その充実・施設の整備に努めるとともに、できるだけ地元産の食材を利用し、食の安全性の確保や地産地消、食育の視点に立った取り組みを進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
学校安全ボランティア数	人数	980人	990人	1,000人	各学校におけるボランティア人数
児童生徒パソコン整備率	人/台	17.51人/台	10.00人/台	3.6人/台	5月1日現在における整備済み台数と児童生徒数による結果
町の小中学校などの学校教育環境(教育内容、学校施設など)についての満足度	%	33.8%	40.0%	50.0%	アンケートで町の小中学校などの学校教育環境(教育内容、学校施設など)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 3 . 生涯学習の推進

施策の目的

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

公民館講座事業については、町民の教養の向上を図るため、多様な学習機会の提供に努め、地域に根ざした取り組みを行うとともに、公民館講座と文協講座の充実に努めます。

現状と課題

本町では、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、主に総合文化センター（中央公民館・図書館など）において各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成、指導者の確保等に努めています。公民館講座は、実生活に即した教育・学術・文化に関する身近な教室として毎年開催され、町民に定着しており、図書館も教養・文化の向上や生涯学習のための身近な施設となっています。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきています。これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

（１）社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

（２）図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行います。

（３）特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心と

した多彩で特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。

また、広報紙や町ホームページをはじめとして情報提供の充実を図ります。

(4) 指導者の育成と団体等の活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

(5) 学習成果の活用

町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

(6) 生涯学習に参画する人材の育成

各地域で生涯学習の企画運営に参画するコーディネーター（指導者含む）の人材の発掘と育成を図るとともに、若者から高齢者までを対象とした学習機会の拡充に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
公民館利用者数	人	17,321	24,000	26,000	年間の公民館の利用者数
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	549	770	↗	年間の生涯学習関連の講座・教室の参加者数 公民館講座(天体教室を含む)、とういんカレッジ(大人)
一人当たり貸し出し冊数	冊	35.8	50.1	↗	図書館の貸出登録者数一人当たり年間の貸し出し冊数
町の生涯学習活動・文化活動に関する取り組み(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)についての満足度	%	29.3	50	70	アンケートで町の生涯学習活動・文化活動に関する取り組み(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 4 . スポーツの振興

施策の目的

すべての町民が、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、生涯を通じて活力に満ち、心豊かで生きがいのある生活を送ることや、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町では、すべての町民がスポーツに親しめるようスポーツ少年団・体育協会・総合型地域スポーツクラブが中心に参加機会の提供を図っており、多くの人のスポーツの日常化に努めています。総合型スポーツクラブの発足により、さらにスポーツの日常化の意識が高まり、総合型スポーツクラブへの加入者も初年度を上回り増加しています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツに対するニーズは多様化の傾向にあり、より柔軟な対応が求められています。

町民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを親しむことができるように、施設の利用方法の改善及び事業内容など多面的に検討する必要があります。

体育施設については、安全性や利便性を考慮し、計画的な修繕及び改修により施設の維持管理に努めると共に、一部施設への指定管理者制度の導入も視野に入れ、施設の一層の有効活用を進めていかなければなりません。

主要な施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存のスポーツ施設については、老朽化した施設が多いことから、総合的・計画的に整備を進めていくとともに、施設利用方法等について、インターネットにて施設の空き状況及び予約ができるシステムの構築を図ります。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。

また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、健康維持や体

力増進の機会の提供を図ります。

さらに、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの普及等の推進に努めます。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

体育協会をはじめ、スポーツ少年団・各種スポーツ団体・クラブとの連携を強化し、地域と一体となった指導者やボランティアの育成支援に努めるとともに、町民の自主的・自発的なスポーツ活動の一層の活性化を促します。

また、誰もが継続的に参加できるスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
体育施設利用者数	人	151,962	157,000	162,000	年間の町有体育施設の利用者数
スポーツ教室参加者数	人	3,990	7,000	10,000	年間のスポーツ教室の延べ参加者数
日常的に(週1回以上)スポーツ活動をしている人の割合	%	27.9	35.0	40.0	アンケートで日常的に(週1回以上)スポーツ活動をしていると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 5 . 青少年の健全育成

施策の目的

青少年の健全育成を目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

また、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

現状と課題

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭と地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的にみられ、また、いじめ、不登校、無気力などが生じているとともに、体験活動の場の不足、異年齢の集団における活動の不足などが指摘され、青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しています。

本町では、放課後や週末における子どものさまざまな体験活動や親子のきずなを強める活動を行ってきました。また、青少年育成町民会議を中心にして、夜間パトロール、環境浄化活動、街頭啓発活動など、青少年の非行防止を推進してきました。

社会教育主事がコーディネーター（ものごとを調整する役の人。）となって、子ども体験活動クラブ「東員こどもカレッジ」が発足しました。また、青少年育成町民会議の活動は非行防止や家庭教育の啓発に一定の成果をあげています。

行政だけでなく、地域の教育力を結集することによって、青少年が安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

主要な施策

（1）青少年の活動促進

放課後や週末における体験活動、ボランティア活動、世代間交流、地域間交流など、青少年がさまざまな体験ができる機会の提供を図ります。また、青少年団体・グループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

（2）青少年の社会参加の促進

青年の主体的な社会参加が促進されるよう情報提供に努めるとともに、町のイベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

(3) 育成環境の整備

関係団体などとの連携により、有害図書等の排除、街頭啓発や育成に関する情報提供などを行い、地域ぐるみで社会環境の浄化を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
体験学習活動(東員こどもカレッジ)に参加する子どもの数	人	344	480	520	体験学習活動(東員こどもカレッジ)に参加する子どもの数
町の子育て環境についての満足度	%	26.2	50	70	アンケートで町の子育て環境について満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

2．文化の薫るまちをつくる

2 - 1．多様な文化・芸術活動の支援

施策の目的

町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、史跡の保存・活用等と無形民俗文化財や地域文化の伝承に努めます。

現状と課題

本町は古くから人が定住した地域の一つであり、貴重な歴史遺産を多数有するまちです。これらの歴史や文化は本町の特性の中でもとりわけ誇るべきものであり、未来へ継承する遺産であるとともに、地域活性化につなげる交流資源としても活用していく必要があります。

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実等に努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っており、文化・芸術活動を統括する町民団体として(社)東員町文化協会が組織され、町の文化振興に寄与するとともに、町文化祭の企画運営を行うなど、活発に活動しています。文化財保護については、文化財調査委員会が中心となって新たな町指定文化財に向けて調査活動を行っています。

今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

主要な施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

(2) 文化イベント等の充実




地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもとに進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

指定文化財の適切な保護・活用に努めるとともに、その他の文化財についても調査・保護を進めます。

また、民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
文化祭出展数	展	571	790		文化祭の出展数
文化協会加入数	団体	36	50		文化協会の加入団体数
指定文化財の数	点	7	9		指定文化財の数
伝統芸能保存団体数	団体	2	2	2	伝統芸能の保存団体数
町の生涯学習活動・文化活動に関する取り組み(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)についての満足度(再掲)	%	29.3	50	70	アンケートで町の生涯学習活動・文化活動に関する取り組み(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

基本施策4 快適なまち

1. 環境と共生するまちをつくる

1-1. 循環型社会の形成

施策の目的

町民、事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクルなど「ごみゼロ」に向けた取り組みを進めるとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

現状と課題

環境保全の重要性が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とするごみゼロ社会を形成していくことが求められています。

本町では、これまで、生ごみの堆肥化、粗大ごみの一部リサイクルに取り組んできています。

今後は、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあることから、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

主要な施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じて適正な分別排出の徹底に努めます。

(2) ごみ減量化の啓発と推進

環境問題に携わる各団体や教育現場でのごみに関する説明会などを通して、様々な年代の人たちにごみ減量の意識向上を目指して広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、町民や事業者の自主的な3R(リデュース：ごみを出さない,リユース：繰り返し何度も使う,リサイクル：ものを資源として生まれ変わらせる)運動をはじめ、フリーマーケット、リサイクルバンク活動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式など循環型社会の形成を目指します。



生ごみ堆肥化容器等設置補助額の増額と生ごみ堆肥化容器等の2度目の購入に対しても補助対象としたことで、今後、より一層の普及促進のために啓発活動に努め購入者の増加をめざします。

自治会など各種団体が取り組んでいる資源ごみの回収活動を支援し、ごみ減量化をより一層推進します。

(3) 3R運動の促進

NPO団体による粗大ごみのリサイクルをはじめ、家庭などから排出される廃食油からバイオディーゼル燃料を精製し、塵芥収集車の燃料として活用するなど町民が循環型社会を身近に感じられるように町民全体のごみ減量意識を向上させ、ごみの減量化をめざします。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
町民一人当たりごみ排出量	Kg	196.64	180	150	年間の町民一人当たりのごみ排出量
生ごみ堆肥化容器設置補助金交付件数	件	27	35	45	生ごみ堆肥化容器設置補助金交付件数
資源ごみ回収量	t	766	800	850	年間の資源ごみ回収量
自然保護や省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した生活をしている町民割合	%	74.8	75	80	アンケートで自然保護や省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した生活をしていると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
3R運動(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生使用)をしていると答える割合	%	78.8	80	80	アンケートで3R運動(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生使用)をしていると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
廃食油からのバイオディーゼル燃料精製量	ℓ	(平成23年度から実施)			廃食油からのバイオディーゼル燃料精製量

1 - 2 . 自然環境の保全

施策の目的

環境基本計画に基づき、自然環境と調和した、町民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進します。

現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、わが国では平成20年度から京都議定書の第一約束期間が始まるなど、自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

本町には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場が形成されています。

今後は、庁内及び関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、新エネルギーの導入などあらゆる環境問題への対応を町民との協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めます。

また庁内一体で環境マネジメントを実施し、職員一人ひとりの環境保全意識の高揚を図ります。

(2) 環境保全活動の促進

環境美化運動の推進、リサイクル運動、省資源・省エネルギー運動など、町民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努めます。

また、希少野生動植物種の保護や農地のもつ公益的機能の増進を図るための地域住民による持続的な生産活動や多様な保全管理活動を支援します。

さらに、河川など水辺の豊かな自然環境を保全・整備します。自然環境の保全の現状を明らかにするため、町民参加を採り入れた動植物の生態調査に取り組みます。

また、太陽光など自然エネルギーの有効活用に対する補助制度の導入や公共施設での自然エネルギーの活用を図ります。

(3) 公害等環境問題への対応

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

また水質調査等の環境調査も定期的を実施します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
環境関係町民団体数	団体	29	31	34	環境に関する活動団体数
こどもエコクラブ登録団体数	団体	5	7	10	環境省が提供する事業で子どもたちの自主的な環境活動をする団体数
大気・水質等環境保全監視箇所数	箇所	水質 21 大気 7 土壌 7 騒音 1	⇒	⇒	水質、大気、土壌、騒音の環境保全監視箇所数
町の自然環境の豊かさについての満足度	%	63.5	70	75	アンケートで町の自然環境の豊かさについて満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 3 . 景観の形成

施策の目的

快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、町民の合意に基づき、自然景観や田園・丘陵と共生する町並みの保存と計画的な景観づくりを進めていきます。

現状と課題

美しい景観の形成は、自然環境の保全とあわせて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む自治体や地域も増えてきています。

本町には、農地や丘陵の自然環境と調和した町並みが形成されています。

道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しているとともに、秋にはコスモス畑も人気を呼んでいます。

近年では、生活様式・経済社会活動の変化により、屋外広告物など町並みや田園の景観を阻害する要因も現れてきており、今後は、町民や事業者の理解と協力のもと、自然景観や町並みの保存に努め、美しい景観を整備していく必要があります。

主要な施策

(1) 景観の保全

自然景観や田園・丘陵と共存する町並みや景観植物による地域づくりは貴重な資源となっているため、町民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

(2) 景観づくり

町の玄関となる三岐鉄道各駅周辺、役場周辺などは、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
景観形成活動参加団体数	団体	38	38	38	景観形成活動に参加する団体
保護樹木・保護樹林の指定数	件	3	⇒	⇒	保護樹木・保護樹林の指定数

2 . 良好な生活環境のまちをつくる

2 - 1 . 環境衛生対策の推進

施策の目的

環境汚染の防止、衛生的な環境確保など良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、町民、事業者と行政が協働し、地域環境の保全を推進します。

現状と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動や生活様式を根本的に見直し、まちをきれいにする運動、花いっぱい運動などを推進することにより、清潔で美しいまちの形成を進めていくことが急務となっています。

本町では、美しい環境が保持されていますが、この状態を維持・向上させることが求められています。

主要な施策

(1) 町内美化運動の推進

町民の参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。

(2) 花いっぱい運動の推進

沿道や庭園などに季節の花が咲き、町民と訪問者にやすらぎを与える花いっぱい運動に町民の参加のもと取り組みます。

(3) 不法投棄の監視体制と啓発活動の活発化

行政・町民による監視を強化し、不法投棄の多い場所への看板設置箇所を増やします。

また、町内企業と協働し、町民と一体となって町内に不法投棄をさせない雰囲気をつくるために、より一層の啓発活動に努めるとともに、桑員地域における自治体間の連携を図ります。

(4) 動物愛護と適正飼育

動物の愛護と適正な飼育・マナーの向上を図るための啓発に努めます。

(5) 墓地・火葬場の充実



やすらぎのあるより良い環境づくりを進め、計画的な施設の充実に努めます。

(6) し尿等の適正処理

下水道事業の進捗に伴い、し尿や浄化槽汚泥が減少していることから、広域的連携のもと、効率的な処理に努めます。

また、許可業者の収集・運搬業務が適正に遂行されているかの確認と指導を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
花苗植栽面積	m ²	3,427	3,500	3,500	町内の花苗植栽面積
不法投棄件数	件	158			年間の不法投棄件数
葬祭場・斎苑に対する満足度	%	93	95	95	葬祭場・斎苑に対する満足度(利用者アンケートより)

2 - 2 . 上下水道の整備

施策の目的

安全な水を安定して供給するため、計画的な水道施設の補修、更新、適切な維持管理体制の構築を進め、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

下水道の普及率の向上を目指すとともに、経営の安定化を推進します。

現状と課題

水道は、健康で快適な町民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

また、下水道は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のために整備の推進が求められています。

本町では、上水道の安定的な供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進めています。

本町の水道は安価に供給できていますが、各種水道施設の整備、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めるとともに、下水道については供用開始済みの処理区及び地区について、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 計画的な水道施設の整備

施設の老朽化に対応し、水道施設の計画的な整備と長寿命化を図り、安全な水の安定供給に努めます。

(2) 水道事業の健全運営

水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

(3) 節水意識の高揚

節水に心がけ、水資源を大切にす意識の高揚に努めます。

(4) 下水道整備の推進

下水道事業の計画区域の見直しを図り、下水道事業の推進に努めます。

(5) 経営安定化の推進

水環境・水資源にかかわる啓発活動を促進し、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
水質管理	%	100	100	100	水質基準達成率
水洗化率	%	97.3	98.0	98.5	下水道区域の水洗化率
町の下水道等(公共下水道、浄化槽など)の整備状況についての満足度	%	68.8	72	75	アンケートで町の下水道等(公共下水道、浄化槽など)の整備状況について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

2 - 3 . 公園・緑地・水辺の整備

施策の目的

町民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を生かした魅力ある公園・緑地・水辺等の整備に努めます。

現状と課題

公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちの賑わい、発展を支える重要な基盤です。

また、公園や緑地は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

本町では、中部公園をはじめ、街区公園やため池公園、農村公園などの整備改修を計画的に進め、近年のスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、緑や水とふれあえる空間を求める町民ニーズに対応しています。

今後は、公園・緑地・水辺等の整備改修により、町全体が緑と水にあふれた、美しいというおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 公園の活用と河川整備

これまで整備してきた公園の活用を図るとともに、河川や水路等についても、自然環境の保全に留意しながら河川改修を進め、水と親しむことのできる環境の整備を図ります。

また、中部公園については、地元農産物等の販売など積極的な利活用策を検討します。

(2) 地域の公園・広場の整備

身近で、子どもから高齢者までが利用でき、様々な機能を備えた公園・広場等の整備改修を図ります。

(3) 遊歩道の整備

環境に配慮した遊歩道の整備を検討します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
町民1人当たり公園面積	m ²	14.86	14.86	14.86	都市公園総面積を人口で除した面積
中部公園利用者数	人	325,842	350,000	350,000	中部公園の年間利用者数
アダプト団体数	団体	2	3	4	公園などを管理する町民団体数
町の公園・緑地の整備状況についての満足度	%	51.0	60	70	アンケートで町の公園・緑地の整備状況について満足していると答える町民割合 (初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

基本施策5 賑わうまち

1. 働きがいのあるまちをつくる

1-1. 農業の振興

施策の目的

安全・安心な食を提供する自立した農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的、計画的に推進し、持続可能な農業をめざします。

現状と課題

本町はこれまで、伝統的基幹産業である農業の発展をめざし、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物のブランド化を進めるなど着実に成果をあげてきました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化してきています。

このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化をはじめ、優良農地の保全及び有効活用、農業生産基盤の充実に努めるとともに、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通システムの高度化等を促進していく必要があります。

また、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食料供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 農業生産基盤の充実

優良農地の確保・保全に努めるとともに、土地改良区や各種農業団体などとの連携のもと、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

(2) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の促進等を通じ、担い手の育成及び集落営農の促進、農業経営の法人化の促進に努めるとともに、後継者や新規就農者の確保・育成対策の推進に努めます。

(3) 地域特産物の開発

地域特性や消費者ニーズに即した農産物の導入・産地化を促進し、生産組合の強化に努めます。また、農産物の付加価値化するため、農産物の加工体制の充実を促し、加工特産品の開発を促進します。

(4) 流通体制の充実

既存の流通ルートの一層の充実に加え、農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消の促進、PR活動の強化やイベントの活用など、多面的な取り組みを促進し、町内外における消費の拡大に努めます。



(5) 都市と農村との交流の促進

都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、農業・農村体験等の取り組みを促進します。

(6) 環境にやさしい農業の促進

廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境にやさしい農業の促進に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
認定農業者数	人	24		—	認定農業者及び集落営農組織の数
農業経営法人数	法人	1		—	農業経営法人の数
町の農業の振興に関する取り組み(農地、農道の整備など)についての満足度	%	17.5	32.5	45.0	アンケートで町の農業の振興に関する取り組み(農地、農道の整備など)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 2 . 工業・地場産業の振興

施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化を促進します。

現状と課題

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、若年層の定住促進などに、重要な役割を担っています。

本町では、中小企業において、商工会を通して経営力強化や指導を行うとともに、経営革新や起業家の創業を支援してきました。原材料価格等の高騰により企業の収益が減少している中、商工会により融資制度の活用を推進することで経営の安定化につながっています。また、これまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、長期にわたる景気の低迷や国際間競争の激化等を背景に取り巻く情勢は厳しさを増しつつあります。

しかし、東海環状自動車道（仮称）東員インターチェンジの立地特性を生かして流通・工業団地整備の可能性は高いものがあります。

このため、今後は、商工会等との連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要な施策

（1）既存企業の体質強化の促進

商工会等との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

（2）企業誘致の推進

関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、優良企業等の立地を促進するとともに、第1次産業と関連した企業や新たな企業の誘致を図るため優遇措置や優遇制度の活用とPRを行います。

(3) 特産品開発、新産業創出等への支援

関係機関・団体との連携のもと、特産品開発とともに新たな地場産業や新産業等の創出を支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
商工会員数	人	395	400	410	
特産品認定数	数	3	5	7	町内の産物を使った加工品の数
町の地場産業の振興や企業誘致に関する取り組みについての満足度	%	15.2	30	50	アンケートで町の地場産業の振興や企業誘致に関する取り組みについて満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 3 . 商業・サービス業の振興

施策の目的

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

現状と課題

本町の商業・サービス業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、消費生活の安定・安全など町民生活の向上に寄与してきましたが、飲食小売店が点在している状況で、集積性の薄さや車社会の一層の進展、近隣への大型店の進出、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出もあり、商業環境は厳しさを増しています。

このため、店舗の近代化や経営の合理化を商工会を通して支援しています。また、特産品の開発により本町の特性を生かした魅力ある個店づくりを行っています。さらに、商業者にとっては、経営の近代化を進めるうえで利子補給制度が有効活用されています。

今後は、商工会との連携のもと商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。また、特産品の開発にあたっては、農商工との連携や流通網の確立を促進しなければなりません。

主要な施策

(1) 近代的・魅力的な商業活動の促進

商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者やコミュニティビジネスの発掘に努めます。また、地元商店ならではの地域に密着したサービスや個人商店の特性を生かした事業展開、農業・商業・工業および観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

また、厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

(2) にぎわいの場づくり

沿道に位置する商店街の環境・景観整備対策等について、町民や事業者との協働のもとに検討を進め、都市基盤整備と連動した人々が集うにぎわいの場づくりを目指します。

(3) 指導支援体制の強化

商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の向上や後継者の育成、地元商店ならではの地域に密着したサービスやICT(情報通信技術)を活用したサービスの展開、魅力ある特産品の開発・販売等を促進します。

また、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(4) 農業や観光との連携の強化

町内の特産品を販売することも企画し、事業の強化・充実を図り、町内の商業振興の起爆剤になるように取り組みます。

また、観光客を対象とした商業的サービス需要の掘り起こしや、商業への新規参入者を募るなどし、広域的対応も含めて農業や観光業との連携強化に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
商工会加盟商店数	数	165	170	175	商工会加盟の商店数
町の商業環境(商店街など)についての満足度	%	28.7	40	50	アンケートで町の商業環境(商店街など)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
日頃、町内で買い物をする率	%	83.6	85	90	アンケートで日頃、町内で買い物をする町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
制度融資件数	件	28	⇒	⇒	年間の制度利用件数

1 - 4 . 勤労者福祉と雇用の充実

施策の目的

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

現状と課題

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化の強まりとともに、近年の原油・原材料価格高騰などによる経営環境・消費動向の悪化など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本町においても、長期にわたる景気の低迷等により産業が停滞傾向にある中で、町内における雇用機会の充足が課題となっています。

このため、既存事業所の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・Iターン（Uターンは地方で生まれ育った人が都会で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと、Iターンとは生まれ育った場所以外に転居、就職すること）の促進、女性や高齢者・障がい者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していくとともに、勤労者福祉の充実に努めていくことが必要です。

主要な施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充をめざすほか、庁内各課から代替可能な業務を洗い出し、可能な限り雇用機会を創出するよう努めます。

またハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びU・Iターンを促進します。

(2) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、女性、障がい者、高齢者の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

(4) 定期的な情報収集

町内企業の雇用状況と業種ごとの景気の状態を把握し、対策を行うために定期的な情報収集を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
就業者数	人	13,735 (H17 年国勢調査)	⇒	⇒	常住地における就業者数(H17 年国勢調査より)
高齢者の方の就業率	%	18.3 (H17 年国勢調査)	⇒	⇒	65 歳以上の方が就業している割合(H17 年国勢調査より)

2．人が集うまちをつくる

2 - 1．観光戦略の展開

施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

現状と課題

本町は豊かな自然に恵まれ、貴重な歴史遺産を多数有するまちです。これまでもこうした観光・交流資源を活用し、観光振興に取り組んできました。

観光協会の発足により、新たな観光資源の発掘と事業が行われるようになり、民間活力が有効に取り入れられています。

本町の観光は、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの地域資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・交流資源としての活用は行われているとはいえない状況にあります。

このため、自然志向・健康志向の強まりやいやしを求めるニーズの増大、既存観光・交流資源の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、体験型観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取り組みを町・観光協会が一体となって進めていく必要があります。

主要な施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用

既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、観光ガイドやボランティア等の育成を図るほか、観光イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図ります。

(2) 第1次産業と連携した観光の充実

グリーンツーリズム(農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動)など農業と連携し、自然・歴史・文化・人々等とふれあうことのできる観光の拡充に努めます。

(3) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスメディアの活用等を通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。

(4) 広域観光体制の充実

広域観光ルートづくりや広域的なPR活動を行い、観光協会や商工会など各種団体との連携を強化し、地域一体となった観光振興施策を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
観光レクリエーション入込客数	人	383,204	430,000	480,000	観光レクリエーション入込客数

基本施策6 語らいのあるまち

1. 町民参画のまちをつくる

1-1. 協働によるまちづくりの推進

施策の目的

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民参画のまちづくりをめざします。

現状と課題

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に町民参画のしやすい開かれた行政サービスを進め、町民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

本町では、広報紙やホームページ、を中心とする広報活動を推進するとともに、各種計画作成時のアンケート調査や、パブリックコメントの実施などの広聴活動を行っています。また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会等を通じた町民参画による各種行政計画の策定・推進など多様な参画・協働の仕組みづくりに努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、町民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

主要な施策

(1) 協働のまちづくりに向けた町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズによる課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ、パブリックコメントの導入など、町民がまちづくりに自主的・積極的に参画できる仕組みづくりや体制づくりを進めます。

また、協働のまちづくり推進に向けた職員の育成、意識改革を推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、町民と

行政の情報交換を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

(4) 町民団体、ボランティア等の育成・支援

とういんボランティア市民活動支援センターと連携して、多様な町民団体・ボランティア・NPO等各種町民団体の自主的な活動を育成・支援のほか、団体の周知や町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(5) 地域協働のあり方の模索

地域における公共サービス提供の核となり、総合的・包括的にマネジメント(経営管理)する組織形成のため、地域協働を推進する新しい組織づくりを模索します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
町ホームページ閲覧件数	件	180,000件	240,000件	300,000件	年間の町ホームページ閲覧件数
NPO認証法人数	法人	5	7	10	NPO認証法人数
町の広報・広聴活動に関する取り組み(広報紙やホームページなど)についての満足度	%	48.3	50	60	アンケートで町の広報・広聴活動に関する取り組み(広報紙やホームページなど)について満足していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	%	23.5	40	50	アンケートで地域活動やボランティア活動に参加していると答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

1 - 2 . コミュニティ活動の推進

施策の目的

地域の連携や郷土意識の継承による魅力のある地域社会の形成に向けて、町民自身による主体的な地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

現状と課題

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会の中で、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などの分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

本町では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、消防団、自治会活動等が活発に行われています。しかし、近年、少子化や核家族化、生活様式の変化などにより、コミュニティ機能の低下や指導者の高齢化がみられるなど、コミュニティ活動の活性化が課題となっています。

住みよさや豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む町民がお互いを尊重し合い、助け合い、心のふれあう地域社会の形成によって成立します。このため、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上を進め、地域の課題を自ら解決することができる町民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

主要な施策

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性や、コミュニティ活動の状況等についての広報活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2) コミュニティの活性化支援

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けて、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

(3) コミュニティ施設の充実

地域住民のふれあいの場や、活動の場として、既存施設のコミュニティ施設としての有効活用や必要な整備について検討します。

また、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
自治会加入率	%	86.8	88.0	90.0	自治会へ加入している世帯の割合
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	%	23.5	40.0	50.0	町内会活動など地域活動に参加している人の割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)(再掲)
町事業の委託を受けて公的業務を行う自治会数	自治会	14	16	18	町事業の委託を受けて公的業務(地域清掃や公園管理、道路管理等)を行う自治会数
地域の行事や近所づきあいが面倒と答える率	%	29.1	20	15	アンケートで、「住みたくない」と答えたい、地域の行事や近所づきあいが面倒と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)

2．人と人が交流するまちをつくる

2 - 1．情報化の推進

施策の目的

情報通信基盤の整備を促し、町民のまちづくり活動のための必要な施策の推進に努めるとともに、積極的な情報発信による地域活動の活性化に努め、情報化社会の変化に対応できるまちづくりを目指します。

現状と課題

情報化の進展により自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、いつでも・どこでも・何でも・だれでもがネットワークを利用できる「ユビキタスネット社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本町では、ホームページを利用して、行政情報の発信を行い、各種申請書のダウンロードや、施設の予約状況の確認、また行政情報や、災害などがあった時にも情報を素早く提供できるメール配信サービスを導入しています。

今後、情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、町民への多様なサービス情報の提供を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 情報通信基盤の整備

次世代高速データ通信環境の整備促進に努めます。

(2) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、関係機関との連携のもと、インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムの構築、ホームページの内容充実及び有効活用を図ります。

(3) 町民への情報発信の強化

広報紙やプラムトピックス・ホームページ・メール配信サービスに加えて、インターネットを活用した新たな手段での情報発信を検討します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
町の情報通信網 (インターネット、 ケーブルテレビな ど)の整備状況に ついての満足度	%	41.2	50	60	アンケートで、町の情 報通信網(インターネ ット、ケーブルテレビ など)の整備状況に ついて満足と答える 町民割合(初期値は 平成20年8月のアン ケート調査結果)
町職員に対する 情報セキュリティ 研修回数	回	1	2	2	町職員に対する情報 セキュリティについて の研修回数

2 - 2 . 交流活動の推進

施策の目的

様々な地域の世代や地域団体のふれあいを豊かにするとともに、自主的な交流活動を通して、広域的な連携ができるよう活発な情報の発信に努めます。

現状と課題

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。

また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められます。

本町では、ALT（外国語指導助手）を活用した児童・生徒への外国語教育、町民を対象とした外国語講座（公民館講座）や、中学生海外派遣事業による国際感覚あふれる人材の育成、さらに、優れた自然や貴重な歴史、文化、産業などの地域特性・資源を生かしながら、大台町をはじめ他市町村や学校などとの交流活動を展開しています。

国内における他地域等との交流も、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、移住交流に代表される都市と農村との交流、都市と地方の両方に住居を持つ「二地域居住」など新しい交流のあり方もみられるようになっており、今後、地域間交流の促進が一層求められます。

主要な施策

（１）交流推進体制の確立

産業、教育をはじめ、あらゆる分野での自主的な交流活動を支援し、国内外との交流推進体制の確立を図ります。

（２）地域間交流の促進

地域の情報発信機能の強化を図り、恵まれた自然や観光・交流施設、特色あるイベント等の本町の特性や地域資源を生かしながら、大台町をはじめ国内の自治体との交流や学校同士、団体同士の交流を促進します。

みんな目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
交流事業参加者数	人	110	160	210	交流事業の参加者数
外国語(併記)刊 行物・電子媒体の 発行種類数	種類	3	5	7	外国語(併記)刊行 物の発行種類数
海外派遣事業派 遣人数	人	16	16	16	派遣人数

3．人権を尊重するまちをつくる

3 - 1．人権尊重社会の形成

施策の目的

すべての人の人権を尊重する町民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

現状と課題

日本国憲法が基本原理とする「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取り組みが進められてきましたが、現在もお同問題・子ども・女性・障がい者・ハンセン病等の患者・高齢者・在住外国人、その他さまざまな人権問題が存在します。こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などが挙げられます。

本町では、人権問題の解決に向け、学校教育、社会教育において、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて啓発活動や人権学習講座を開催するなど、啓発・教育施策を推進しています。

しかし、近年、講座等の参加人数の減少や、参加者の固定化といった状況もみられ、より一層の啓発活動の充実が課題となっています。

このため、今後は、関係機関・団体等との連携強化のもと、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

主要な施策

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

(2) 人権教育・啓発の推進

町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚、いわゆる心のバリアフリーといった考え方を持つことができるよう、広報紙や啓発物品の作製、人権に関する研修会や講演会の開催、さらには学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に行い、町民の人権に関する意識の高揚を図ります。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や心配ごと相談員、民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取り組みの充実を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
人権講演会や研修会の開催回数	回	2	3	3	年間の人権講演会や研修会の開催回数
人権啓発回数	回	5	5	5	年間の人権啓発回数
町の人権教育・啓発に関する取り組みについての満足度	%	12.6	30	50	アンケートで、町の人権教育・啓発に関する取り組みについて満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)(再掲)
人権擁護委員数	人	5	7	—	人権擁護委員の人数

3 - 2 . 男女共同参画社会の実現

施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、東員町男女共同参画プランに基づき、意識づくりや環境づくりを進めます。

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、経済活動のグローバル化など、社会・経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このような中、本町では、男女共同参画プランに基づき、男女が性別にかかわらずその個性と能力を発揮し、生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた様々な取り組みを進めてきました。

今後、少子高齢化が一層進む中で、男女共同参画はさらに重要性を増すことが予想されることから、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を確立し意識改革や各種委員会、審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていくことが必要です。

主要な施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画の実態等に関する意識調査や研究を行うとともに、広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、配偶者暴力(DV)をはじめ、男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(3) 自立した生き方づくり

ワークライフバランスを確立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
男女共同参画啓発回数	回	5	5	5	年間の男女共同参画啓発回数
審議会などにおける女性委員の比率	%	23.6	25	30	審議会などにおける女性委員の比率
町の男女共同参画の推進に関する取り組み(男女平等意識の啓発、委員会等への女性の登用など)についての満足度	%	12.8	30	50	アンケートで、町の男女共同参画の推進に関する取り組み(男女平等意識の啓発、委員会等への女性の登用など)について満足と答える町民割合(初期値は平成20年8月のアンケート調査結果)
講演会や研修会の開催回数	回	1	1	1	年間の男女共同参画に関する講演会や研修会の開催回数

4 . 行財政運営の充実したまちをつくる

4 - 1 . 町民サービスの向上

施策の目的

限られた経営資源を有効に活用し、町民とともに歩む自治体経営を持続的に進めていくため、これまでの取り組みを踏まえ、行財政改革を継続的に推進します。

現状と課題

地方分権が進展し、自治体の権限と責任を拡大する取り組みが進められる中で、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、高度化、多様化する町民ニーズや時代要請に的確に対応し、限られた経営資源を効果的、効率的に投入することにより、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。

本町においては、これまで行財政改革大綱等の指針に基づき、人材育成などによる職員の資質向上、意識改革に努めてきました。

安全・安心への意識の高まりや少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化に伴い、町行政に求められる役割や負担は一層増大・多様化していくことが予想されます。このような状況の中、自主性・自立性をさらに高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、行財政改革に関する指針の見直しのもと、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上など、行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 行財政改革に関する指針の見直し

自主性・自立性のさらなる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するため、行財政改革推進計画の見直しと行財政改革のさらなる推進に努めます。

(2) 行財政改革の推進

町民も参加する行政評価制度により、事務事業のさらなる見直しを行うとともに、補助金や使用料・手数料等の見直し、指定管理者制度の活用、民間委託等を推進します。

また、組織のフラット化を基本に、時代に即した組織・機構への再編を適宜行います。

さらに、数値目標に基づき、職員数の管理や職員給与の見直しなど、定員管理及び給与の適正化を図ります。

(3) 人材の育成

人材育成基本方針の策定のもと、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、成果主義に基づく本町に適した人事評価制度により地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

(4) 町民サービスの向上

新たな行政課題や多様な町民ニーズに対応するため、役場庁舎の効果的な維持管理と笹尾連絡所の拡充などを行うとともに、窓口事務の充実・接遇の向上など総合的な町民サービスの向上に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (現状値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (目標値)	備考
町職員数	人	200	200	200	定員管理による目標職員数(平成 22 年 4 月 1 日現在を初期値とする)
職員研修開催(参加)回数	回	13	15	15	研修開催(参加)回数
職員の人事評価制度の納得性	%	71	75	80	人事評価制度のアンケートによる

4 - 2 . 効率的行財政の運営

施策の目的

町民に信頼され、安心して生活できる町の行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、財政の健全化に努めます。

現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、町民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

国の財政は900兆円を超える借金を抱え危機的な状態にあります。財政力を失った国からの支援が減少することで地方の財政運営は今後ますます厳しくなっていくことが予測されます。

本町においては、これまで行財政改革推進計画等の指針に基づき、行政組織の再編をはじめ、歳出の削減、事務事業の再構築、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

また、政府は、中心市と周辺市町村が1対1の協定により互いに役割を分担して人口定住のために必要な生活機能を確保しつつ、連携及び協力を図りながら圏域全体の活性化を図ることを目的とした、定住自立圏構想を推進しています。

今後は、いなべ市と締結した定住自立圏形成協定による具体的な取り組みの推進など、広域行政の推進が求められています。

主要な施策

(1) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等を行い、自主財源の確保を図るとともに、国・県の各種補助制度等を有効に活用しながら事業を展開します。

(2) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに事業効果や費用効果など重

要度、緊急度等を総合的に勘案し、町民も参加する行政評価制度による事業の重点化・選別化等を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。

(3) 広域行政の推進

周辺自治体との連携のもと、一部事務組合や定住自立圏形成協定等による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。

また、国・県等による地域再編等の具体化の動向を勘案しながら、今後の広域行政のあり方について検討し、それに基づく取り組みを推進します。

(4) 自主財源の確保

町税の公平で適正な課税を図るため、納税義務者に対する納税意識の高揚に努め、納税時における利便性の向上を図るとともに、徴収事務の効率化、納税相談等を行うことにより収納率の向上に取り組みます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (現状値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (目標値)	備考
財政力指数	%	0.817	0.830	0.850	財政力指数
経常収支比率	%	81.1	80	80	経常収支比率
実質公債費比率	%	7.1	6.8	6.5	実質公債費比率
町税(現年分)収納率の向上	%	98.48	98.6	98.8	町税(現年分)の収納率の向上
町税(滞納繰越分)収納率の向上	%	31.85	⇒	⇒	町税(滞納繰越分)の収納率の向上

みんなで取り組む協働の手がかり

基本施策1 安全・安心なまち

定住の促進と町の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った“安全・安心なまち”をめざします。

このため、この分野における「参画と協働」の手がかり（期待される役割と取り組み）を以下のとおり掲げます。

町民に期待される役割と取り組み

- ・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- ・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力しましょう。
- ・交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践しましょう。
- ・自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持ちましょう。
- ・情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図りましょう。
- ・自然と都市的環境との調和を大切にした土地利用に協力しましょう。
- ・居住まわりの生活環境の維持に努めましょう。
- ・積極的に公共交通機関を利用しましょう。

地域・団体・事業者期待される役割と取り組み

地域

- ・地域等で自主防災組織を結成し、積極的に訓練を行いましょう。
- ・自治会、コミュニティを通じて、交通安全を啓発しましょう。
- ・地域の連帯意識を高め、交通事故や犯罪を抑制する機能を高めましょう。
- ・自治会単位・学校単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施しましょう。
- ・正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。
- ・地域及び消費者団体間で、情報の共有化を行いましょう。

事業者

- ・地域の自主防災組織への参加や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めましょう。
- ・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めましょう。
- ・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力し、早期事業再開に努めましょう。
- ・従業員に対する交通安全の啓発、研修を実施しましょう。
- ・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めましょう。
- ・責任ある商品やサービスを提供するとともに、適正な表示及び取引方法を実施しましょう。

基本施策2 人にやさしいまち

少子高齢化が急速に進行する中、すべての町民が世代を超えて支えあいながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる“健康に暮らすまち”をめざします。

このため、この分野における「参画と協働」の手がかり（期待される役割と取り組み）を以下のとおり掲げます。

町民に期待される役割と取り組み

- ・地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
- ・保護者が愛情と責任を持って子育てを行いましょう。
- ・健康管理意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みましょう。

地域・団体・事業者に期待される役割と取り組み

地域・団体

- ・地域でのボランティアの育成、支援を行いましょう。
- ・地域福祉に貢献しやすい環境づくりに努めましょう。
- ・ひとり暮らしの高齢者について見守り団体（社会福祉協議会・シルバー人材センター・NPO等）・地域との連携、行政との協働で、支援しましょう。

事業者

- ・従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくりましょう。
- ・出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくりましょう。

基本施策3 心豊かなまち

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶ、地域の伝統を次代につなぎ、東員町らしい文化の創造に向け“心豊かなまち”をめざします。

このため、この分野における「参画と協働」の手がかり（期待される役割と取り組み）を以下のとおり掲げます。

町民に期待される役割と取り組み

- ・自ら学び、心豊かに、たくましく生きる力を身につけましょう。
- ・家庭における基本的な生活習慣を身に付けるようにしつけをしましょう。
- ・学校施設の維持管理に協力しましょう。
- ・歴史・文化・芸術に興味を持ち、自ら活動を行いましょう。
- ・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加しましょう。
- ・健全な環境づくりに協力しましょう。
- ・家庭や地域において「しつけ」を考える機会をつくりましょう。

地域・団体・事業者に期待される役割と取り組み

地域・PTA

- ・地域における児童生徒の健全育成を支援しましょう。
- ・学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行いましょう。
- ・地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めましょう。
- ・地域における文化活動の振興、地域間の文化交流に努めましょう。
- ・地域の文化財は、地域で維持管理に努めましょう。
- ・青少年健全育成に向けた健全な環境づくりを進めましょう。
- ・体験学習などが各自治会や各校区で行えるよう講師等の人材発掘に努めましょう。
- ・地域ぐるみで青少年など若者同士が一つになれる組織づくりに努めましょう。
地域において、世代間交流に努めましょう。

事業者

- ・青少年健全育成のため未成年者へのたばこ・酒・有害図書等の販売をしません。
- ・地域活動へ積極的に参画するよう努めましょう。

基本施策4 快適なまち

豊かな自然を守り育てるとともに、町民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する“環境と共生するまち”をめざします。

このため、この分野における「参画と協働」の手がかり（期待される役割と取り組み）を以下のとおり掲げます。

町民に期待される役割と取り組み

- ・地域等で行う環境保全活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・節水、省エネや3R運動の推進、アイドリングストップ運動など環境に配慮した生活を行いましょう。
- ・家庭ごみの減少を図るとともに、ごみの分別を行いましょう。
- ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加するなど、緑化・美化運動に参加しましょう。
- ・生け垣等の設置により緑化と景観の向上に協力しましょう。

地域・団体・事業者に期待される役割と取り組み

地域

- ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行いましょう。
- ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加しましょう。
- ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解しましょう。

事業者

- ・公害関係法令を遵守して事業活動を行いましょう。
- ・地球温暖化防止、省資源・省エネルギーの推進を図りましょう。
- ・自然環境に配慮した開発を行いましょう。
- ・公共水域の汚濁、汚染防止策となる施設の設置及び管理の徹底を進めましょう。
- ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築しましょう。

基本施策5 賑わうまち

立地条件を生かした企業誘致をはじめ、農業・商工業・観光の振興など、地域産業の活性化に向けた“賑わいと働きがいのあるまち”をめざします。

このため、この分野における「参画と協働」の手がかり（期待される役割と取り組み）を以下のとおり掲げます。

町民に期待される役割と取り組み

- ・観光ボランティアとして活動しましょう。
- ・本町の自然や食文化など観光資源を理解し広くPRしましょう。
- ・町内での消費に努めましょう。
- ・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めましょう。
- ・地産地消に努めましょう。

地域・団体・事業者

事業者

- ・質が高く、安全な農産物を生産しましょう。
- ・消費者に対する農産物情報の提供を行いましょ。
- ・環境保全型農業を進めましょ。
- ・地域での用排水路等の維持管理を進めましょ。
- ・顧客のニーズに合った個店の魅力づくりと自助努力を行いましょ。
- ・環境に配慮して事業を行いましょ。
- ・安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行いましょ。

商工会

- ・商工業者に対する経営の指導を行いましょ。
- ・商工業振興に関する多面的な活動を行いましょ。

観光協会

- ・民間活力を利用した新たな観光資源の発掘に努めましょ。
- ・観光振興を図るため、多くの会員を募集し観光協会の宣伝をしましょ。

基本施策6 語らいのあるまち

町民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに、地方分権に対応し自立した自治体経営の確立に向けて“語らいのあるまち”をめざします。

このため、この分野における「参画と協働」の手がかり（期待される役割と取り組み）を以下のとおり掲げます。

町民に期待される役割と取り組み

- ・町の広報紙やホームページなど町政に関する情報の把握に努めましょう。
- ・パブリックコメント制度、町民アンケートなどを利用し、政策・施策の形成過程に参画しましょう。
- ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践しましょう。
- ・公募される審議会や委員会に積極的に参加しましょう。

地域・団体・事業者期待される役割と取り組み

- ・町の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布しましょう。
- ・施設内に広報紙の配布コーナーを設置しましょう。
- ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践しましょう。
- ・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行いましょう。